

これまでの遊佐部会等で出された意見

○選定事業者に求めていくべき事項

項目	具体的な意見内容
(1) 環境・景観に関すること	<p>①騒音及び低周波(超低周波を含む)、風車の影による影響について、環境影響評価法その他関係法令に基づき、環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明すること。</p> <p>②風車の建設工事に伴う鳥海山からの伏流水・海底湧水への影響について、環境影響評価手続きに基づき、調査や予測及び評価を行うこと。</p> <p>③風車が鳥類に与える影響について、最新の知見を踏まえた方法に準拠して調査を行うこと。</p> <p>④風車の設置による海岸侵食への影響や、風下となる沿岸線の松林や農業地域への影響といった、環境影響評価の項目にない懸念事項についても、地域住民に対し丁寧に説明すること。</p> <p>⑤風車の配置について、可能な限り海岸から離すこととし、鳥海山・飛鳥ジオパークや十六羅漢岩等、町の景勝地からの景観に十分配慮するとともに、環境影響評価手続きにおいては、複数の眺望地点からのフォトモンタージュを作成し、地域住民に対し丁寧に説明すること。</p>
(2) 漁業に関すること	<p>①風車の建設前から、環境影響評価と並行し、漁業対象の重要魚種の継続的なモニタリングを実施すること。また、モニタリングの実施に当たっては、サケ・アユ・サクラマスなどの遡河性魚種も対象とすること。</p> <p>②鮭孵化事業及び内水面漁業を含む漁業等に、漁獲減少等、不測の事態が生じた場合の対策を予め定めること。</p> <p>③選定事業者は、山形県が取りまとめを行った「漁業協調策・漁業振興策に関する対応方向」に沿った協調策や振興策を実施すること。</p> <p>④漁業振興にも利活用できる基金を設立し、その利活用については、地域の漁業関係者の将来に向けた意向を十分踏まえ、関係者間の合意形成を図りながら検討すること。</p>
(3) 地域振興に関すること	<p>①地域振興にも利活用できる基金を設立し、その利活用については、関係者間の合意形成を図りながら検討すること。</p> <p>②風車の建設やメンテナンス等に当たっては、地元企業や酒田港及び吹浦漁港を最大限活用し、地域活性化につなげるとともに、必要な人材についても地元から積極的に雇用すること。</p> <p>③災害等の停電時に、地元住民が非常電源として電気を使える仕組みを構築すること。</p> <p>④当該発電設備による電力、環境価値を地域で利用できる仕組みを構築すること。</p>
(4) 安全面に関すること	<p>①電波障害について、地域住民への影響がないよう考慮するとともに、万が一障害が生じた場合は、選定事業者の責任で対策を講じること。</p> <p>②地震、津波、落雷、台風等自然災害への耐久性について、各技術基準を順守した設計及び建設を行い、安全確保に万全を期すとともに、不測の事態が生じた際の対応についても最大限配慮すること。</p> <p>③船舶航行に関する安全確保について、実効性のある対策を講じること。</p>

※ 特に(2) 漁業に関すること、(3) 地域振興に関することについては、現在、本協議会の意見として反映する内容を検討中。